

知名町農業委員会第6回定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年9月22日(金) 午後1時30分～2時40分
2. 開催場所 役場会議室
3. 出席委員

1	平井 久元	11	川内 清弘
2	田尻 博樹	12	先間 秀明
3	東 正亮	13	元榮 章裕
5	永吉 雄子	14	幸山 利忠
6	川畑 伸之	15	林 茂
7	福田 則明	16	芦村 利広
8	池沢 清良	17	三原 利昭
9		18	中瀬 秀治
10	榮 米子	計	16名

4. 欠席委員

市来 真吾

5. 事務局職員

事務局長 元榮恵美子 係長 中野吉裕 主査 田中雅俊

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第22号 農業振興地域内農用地区域区分の変更について
- 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第24号 非農地証明願いの審議について
- 議案第25号 あっせん委員の指名について
- 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

付 議 事 項

事務局長	ただいまから平成29年度第6回知名町農業委員会定例総会を始めます。本日は、9番市来委員から欠席の連絡を受けていますが、定足数は満たしておりますので総会は成立いたします。それでは、会長から会務報告をお願いします。
会 長	前回総会から昨日までの会務報告をいたします。 8月21日 伊仙町にて、農業者年金受給者支部総会 8月31日 県農業委員大会 9月21日 JA知名事業本部運営検討会 以上です。
議 長	これより議題事項に入ります。日程第1の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、5番永吉委員、6番川畑委員を指名します。なお、本日の会議書記は、事務局職員の中野氏、田中氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。それでは、日程第2の議題事項に入ります。議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。 【議案第21号について朗読】 本日は売買4件、賃貸借2件となっております。 1番1号下平川大底〇〇 1,101㎡売買です。譲渡人〇〇さん譲受人〇〇さん、対価〇〇円。 2番1号下平川大竿〇〇 2,482㎡賃貸借です。貸人〇〇さん借人〇〇さん、5年間で対価〇〇円。 3番1号下平川與原〇〇522㎡を含む計2筆3,772㎡賃貸借です。貸人〇〇さん借人〇〇さん、5年間で対価〇〇円。

4番1号黒貫喜昌〇〇4,766㎡売買です。譲渡人〇〇さん譲受人〇〇さん、対価〇〇円。
5番1号屋子母水溜屋〇〇5,364㎡を含む計2筆9,182㎡売買です。譲渡人〇〇さん譲受人〇〇さん、対価〇〇円。
6番1号大津勘前原〇〇1,510㎡を含む計3筆8,204㎡売買です。譲渡人〇〇さん譲受人〇〇さん、対価〇〇円。

議 長
15番委員

事務局の説明が終わりました、地区担当委員から補足説明をお願いします。
はい、1番から3番について説明します。1番から3番までの譲渡人と譲受人は、知人です。譲受人は、耕耘機は持っていますが、その他の機械については、近所の知人から借りてバレイショを植え付けるとのことです。

18番委員

農地の効率的利用を行い地域農業を阻害するおそれはありません。ご審議よろしくをお願いします。
4番説明します。譲渡人と譲受人は知人です、譲受人はソリダゴ、グラジオラスを作っています。認定農業者で機械類はすべて揃っています。現地は17番委員にお願いして確認してもらったところ、ロータリをひいてあったそうです。売買価格については譲渡人は地元にはないので親類にお願いして、譲受人と決めたそうです。

3番委員

5番説明します。譲受人と譲渡人は義兄弟です。譲受人は機械はすべて揃っています。サトウキビを作るそうです。

5番委員

6番説明します。譲渡人と譲受人は知人です。この畑はロータリーで耕運済みで1筆は夏植え済みでした。農機具はすべて揃っています。サトウキビをつくっています。

18番委員

譲受人の名字が間違えてませんか。

5番委員

いえ、間違いではありません。最近変更したと本人からも確認済みです。

議 長

事務局、担当地区委員からの補足説明が終わりました。何かほかにも質問はありませんか。

11番委員

5番の譲受人は何を作っていますか。

3番委員

サトウキビを作っています。

議 長

他に質問はありませんか、よろしいですか。

(はいの声)

それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、ありがとうございます、全員賛成ですので、ただ今の原案は許可決定します。議案第22号 農業振興地域内農用地区域用途区分の変更についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局

今月は1件の申請があがっています。農用地を農業用施設用地に変更です。

申請人の住所 知名町大字上平川〇〇 氏名〇〇さん

土地の表示 知名町大字上平川〇〇

事業計画 農作物(馬鈴薯)集出荷用倉庫 コンテナ置場

施設の概要 農作物集出荷用倉庫 1棟300㎡ コンテナ置場 146.57㎡

資金調達計画 必要経費 建築費 〇〇円 自己資金

追認事項でありますので、始末書が出ております。ご確認ください。

議 長

補足説明を地区担当委員お願いします。

14番委員

申請人はサトウキビ、バレイショを作っています。申請地の隣の家は妻の実家となっています。現在、妻の実家でバレイショの集出荷を行っていましたが手狭になり、今回の申請になりました。現地は始末書に記入されている通り、畑ではなく車両置き場になっていました。

議 長

事務局、担当地区委員からの補足説明がおわりました。何か質問はありませんか。

12番委員

はい、委員1年目でわからないので質問します。土地の面積からすると集出荷倉庫とコンテナ置場をいれても残るのですが、それは農地として残るのですか。

14番委員

車両の移動スペースも必要なので全部利用します。

事務局

質問の件ですが、もし農地の一部のみなら〇〇㎡のうち〇〇㎡申請という形で記入します。

議 長

よろしいですか。

(はいの声)

それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、ただ今の原案に対して、許可決定いたします。

続きまして、議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局

今月は1件の申請が上がっています。

申請人の住所及び氏名

転用事業者 知名町下城 〇〇さん 譲渡人 愛知県 〇〇さん

土地の表示 知名町知名上城〇〇 419㎡

事業計画 畜舎(牛舎) 施設の概要 畜舎 1棟 227.62㎡

資金調達計画 平成元年に既に建築済み(追認申請)

追認申請の為、始末書が出ております。ご確認ください。

議 長

地区担当委員の補足説明をお願いします。

10番委員	説明します。転用事業者と譲渡人は母親のいとこです。ここは宅地のそばにあってもう現在利用されています。あとは、始末書に記載の通りです。
議長	事務局・担当地区委員の説明がおわかりました、何か質問はございませんか。 (なしの声) それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員)
事務局	はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、ただ今の原案に対して、許可決定いたします。それでは、議案第24号非農地証明願いの審議についてを議題とします。事務局説明をお願いします。 議案第24号について、説明します。 1. 申請人住所及び氏名 住所 鹿児島市 氏名 ○○さん 2. 土地の表示 大島郡知名町大字田皆字エト俣○○ 畑 92 m ² 大島郡知名町大字田皆字エト俣○○ 畑 766 m ² 計 858 m ² 3. 申請地の状況 ・昭和59年の国土調査時には畑として判断された。 ・平成10年に現所有者が相続により取得後、耕作されていない状況であり、原野化している。 ・平成14年に田皆集水池の造成により、各申請地とも一部分筆し、鹿児島県に所有権移転されている。 ・農用地区域内農地ではあるが、進入路もなく、隣接の畑とは2メートル以上の段差があり、一体として利用は困難。 地区担当委員補足説明をお願いします。 はい、説明します。現況は説明のあったとおりです。○○さんは、現在鹿児島にいます。事務局と地区担当委員からの説明が終わりました。何か聞きたいことはありませんか。 (なしの声) よろしいですか。 (はいの声) それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員)
議長 8番委員 議長	はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、許可決定いたします。続いて、議案第25号あっせん委員の指名について審議します。それでは、事務局の説明をお願いします。 事務局 はい、本日1件の申請が出ています。 瀬利覚木正○○1, 979 m ² 価格については相談に応じますとのこと。現在まで、○○組合が借りてサトウキビを植えていましたが、今回賃貸借契約の解消がなされるとのことで、地元にはないので今後農地を使うことがないので売却したいとのこと。 議長 あっせん委員について指名してよろしいですか。 (はいの声) それでは、17番委員、18番委員よろしくをお願いします。 はいわかりました。(17番委員、18番委員) お願いします。次に報告第8号農地法第18条第6項の規定による届け出について、事務局報告をお願いします。 事務局 今月は、1件の申し出がありました。 議長 1番屋子母水溜屋○○5, 364 m ² を含む計2筆9,182 m ² 合意解約他者への売買です。 何か質問はございませんか。 (なしの声) 次に報告第9号農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、事務局報告をお願いします。 事務局 はい、屋子母真ガン竿○○1, 700 m ² を含む計2筆4,114 m ² 相続による取得です。あっせん希望なしです。 議長 事務局からの報告が終わりました、なにかございませんか。 (なしの声) それでは、本日の議題事項はすべて終了しました。その他で何かございませんでしょうか。 (なしの声) 事務局から、その他についてお願いします。 事務局 ブロック別会議について 農地パトロールについて 農地基本台帳農業者等調査について 次回定例総会は、10月23日となっております。 議長 これもちまして、9月定例総会を終わります、ご苦労様でした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名押印する。

平成29年9月22日

議 長 平井 久元

署名委員 永吉 雄子

署名委員 川畑 伸之